

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：大分県
農業委員会名：豊後大野市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	4,070.0	2,010.0			6,080.0	
経営耕地面積	2,888.0	1,161.0	961.0	145.0	55.0	4,049.0
遊休農地面積	150.2	163.6				313.8
農地台帳面積	4,366.2	2,711.1				7,077.3

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,690
自給的農家数	1,143
販売農家数	2,547
主業農家数	405
準主業農家数	354
副業的農家数	1,788

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,666
女性	1,721
40代以下	198

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	362
基本構想水準到達者	77
認定新規就農者	20
農業参入法人	36
集落営農経営	68
特定農業団体	0
集落営農組織	68

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 5月 14日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	4
女性	—	4
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	29

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,080.0 ha	2,309.0 ha	38.0 %
課 題	人・農地プランの実質化された地区の集積は増加傾向にあるが、認定農業者の高齢化に伴い、集積による規模拡大は厳しい状況にある。新規就農者の育成、集落営農、農業法人、その他企業の参入促進により利用集積の推進を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,344.0 ha	2,274.5 ha	16.6 ha	97.0 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員・農地利用最適化推進委員がアンケート調査や農地の貸借売買契約等の相談を受けながら農地利用の最適化を図る。また人・農地プランの会議に積極的に参画し、農地の出し手、受け手の情報把握に努め、中間管理事業へつなげる。
活動実績	利用意向調査の結果を農業振興課及び中間管理機構と情報共有した。また、あつせん・利用権を設定した農地の終期等について、毎月開催する地区会議で、農業委員・農地利用最適化推進委員と情報を共有し、集積集約に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	中間管理事業による集積を中心に成果をあげた。
活動に対する評価	遊休農地所有者で貸出希望の農地は比較的条件が悪い土地が多く、協議が整わない。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	2 経営体	1 経営体	4 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	4.4 ha	0.5 ha	2.9 ha
課題	過疎高齢化により既存農業者の後継者不足が顕著になっているため、市外からの新規就農者の育成及び市内後継者を親元就農として確保していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	6 経営体	300.0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.8 ha	2.8 ha	350.0 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業振興課及び担い手協議会等と連携し、就農可能な農地情報を収集、また情報の提供を行うとともに各種事業を活用した新規参入の推進を図る。
活動実績	関係機関の協力を得て目標を達成することが出来た。農地取得の相談については、目的に沿った適切な指導を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入経営体・面積共に達成することが出来た。
活動に対する評価	過疎化に伴う後継者不足の状況が続くが、インキュベーションファーム事業・親元就農事業・企業参入支援事業等を継続して続けていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,393.8 ha	313.8 ha	4.9 %
課 題	高齢化・後継者不在・不在地主の増加により遊休農地が増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
3.5 ha	15.6 ha	445.7 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	調査方法	45人	8月～9月	10月～11月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～1月				
その他の活動	定期的な農地パトロール、及び農地法許可案件の現地調査に併せて遊休農地の把握に努める。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		45人	8月～9月	9月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～3月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 316 筆		調査数: 筆	調査数: 筆
	調査面積 37.1 ha		調査面積 ha	調査面積: ha	
その他の活動	農地法等の許可案件の現地調査にあわせ遊休農地の確認を実施				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消目標は達成できた。今後も利用意向調査の結果を農業振興課及び中間管理機構に情報提供していく。
活動に対する評価	新たな遊休農地が発生しない様に定期的な農地パトロールが必要である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,080.0 ha	0.0 ha
課 題	転用申請のある案件については、所有者に違反がないか確認している。申請書受付時違反が見受けられる場合は、指導し追認をする。農地が広範囲であるため、未然に無断転用を確認することは厳しいが、農地を転用する場合は許可が必要であることを周知する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.6 ha	△ 0.6 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	・利用状況調査及び定期的な農地パトロールにて早期発見を行う。 ・農業委員会発行の広報誌で啓発する。
活動実績	利用状況調査後に違反転用地の現地確認を実施。
活動に対する評価	定期的な農地パトロール及び違反転用についての周知が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数: 61件、うち許可 61件及び不許可 0件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	全案件について現地調査を地区担当農地利用最適化推進委員が実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	総会前に7地区で地区審査会を実施し、総会にて審査結果を報告し全体審議を実施。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	61件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録及び議案書の事務局内回覧及びホームページにて公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25～45日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 40件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	全案件について現地調査を地区担当農業委員・地区担当農地利用最適化推進委員及び事務局職員が実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	総会前に7地区で地区審査会を実施し、総会にて審査結果を報告し全体審議を実施。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録及び議案書の事務局内回覧及びホームページにて公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25～55日	処理期間(平均)	40日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		50 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		37 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		23 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		10 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		13 法人
	提出しなかった理由	事務処理がなされなかった。	
	対応方針	文書及び電話による督促を実施	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 322 件	公表時期 令和 4年 1月
		情報の提供方法:ホームページ及び農業委員会発行の広報誌にて提供	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2,176 件	取りまとめ時期 令和 3年12月
		情報の提供方法:各種調査にて情報提供	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	7,537.41 ha
		データ更新:許可・設定等については毎月更新	
		公表:全国農地ナビにて公表	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) ・農地の保全対策 ・鳥獣害対策の強化 ・担い手対策 ・地域農業の支援 (対処内容) ・意見集約後、農地等利用最適化推進施策の改善について、意見書を市に提出した。
----------------	--

農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) (対処内容)
--------------------	-----------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 2 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先:大分県 1.政策的な措置を講じた地域リーダーの育成及び配置 2.農地集積の要件緩和と圃場整備の促進 3. 鳥獣害防止対策への対応 提出先:豊後大野市 1. 相続手続きが行われていない農地の流動化に対する法整備の促進 2. 政策的な措置を講じた地域リーダーの育成及び配置
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している